

総務委員会資料

◎付託議案説明資料

- 第122号議案 令和2年度島根県一般会計補正予算（第8号）〈関係分〉
..... 1
- 第125号議案 島根県立男女共同参画センター条例の一部を改正する条例
..... 2

◎報告事項説明資料

- ふるさと島根寄附金事業について 5

令和2年12月8日

政策企画局

「令和2年度島根県一般会計補正予算(第8号)」
(政策企画局所管分)

(単位 千円)

事業名	補正前の額	補正額	計	概要	予算科目			議案資料1 掲載ページ
					款	項	目	
政策企画監室	315,734	0	315,734					
女性活躍推進課	679,481	△ 100,000	579,481	財源 ① 100,000				
1 仕事と子育て両立環境促進事業	375,434	△ 100,000	275,434	コロナ禍の状況において、6月補正予算で制度拡充の上、増額した「子育てしやすい職場づくり奨励金（時間単位の有給休暇制度、3歳以上の短時間勤務制度）」について、実績見込みを踏まえて減額	5	1	3	P 2 3
秘書課	123,122	0	123,122					
広聴広報課	801,126	0	801,126					
統計調査課	667,029	0	667,029					
政策企画局 合計	2,586,492	△ 100,000	2,486,492	財源 ① 100,000				

1
1

島根県立男女共同参画センター条例の一部を改正する条例

1 提案理由

島根県立男女共同参画センターの利用者の新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止及び利用の促進を図るため、所要の改正を行う必要がある。

2 条例の概要

(1) 島根県立男女共同参画センターについて、冷暖房設備の通年稼動に伴い、施設使用料の額の改定を行うこと。

(2) 施設種別の名称の変更

- ・ 感染対策の常態化に向けた研修室不足に備え、生活創造スタジオを研修室6に変更。
- ・ 和室1と和室2の同時に貸出ができない実態に合わせ、種別を和室に変更。

改正前	改正後
生活創造スタジオ	研修室6
和室1	和室
和室2	

(3) 和室の2分の1を使用する場合の使用料の額は、和室の使用料の額の5割に相当する額とすること。

3 施行期日

令和3年4月1日から施行する。

島根県立男女共同参画センター条例新旧対照表

改正後	改正前																																																																																		
<p style="text-align: center;">島根県立男女共同参画センター条例 〔平成11年3月12日 島根県条例第13号〕</p> <p>第1条～第23条 〔略〕</p> <p style="text-align: center;">附 則 〔略〕</p> <p>別表（第5条、第15条関係） 1 施設使用料</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種 別</th> <th colspan="6">使 用 料 の 額</th> </tr> <tr> <th>午前 9時 から 正午 まで</th> <th>午後 1時 から 午後 5時 まで</th> <th>午後 6時 から 午後 9時 まで</th> <th>午前 9時 から 午後 5時 まで</th> <th>午後 1時 から 午後 9時 まで</th> <th>午前 9時 から 午後 9時 まで</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ホール</td> <td>13,550 円</td> <td>18,080 円</td> <td>16,950 円</td> <td>29,390 円</td> <td>34,160 円</td> <td>41,740 円</td> </tr> <tr> <td>楽屋1</td> <td>160 円</td> <td>220 円</td> <td>200 円</td> <td>360 円</td> <td>420 円</td> <td>530 円</td> </tr> <tr> <td>楽屋2</td> <td>230 円</td> <td>310 円</td> <td>280 円</td> <td>500 円</td> <td>580 円</td> <td>720 円</td> </tr> <tr> <td>多目的研 修室</td> <td>2,310 円</td> <td>3,080 円</td> <td>2,890 円</td> <td>5,010 円</td> <td>5,830 円</td> <td>7,130 円</td> </tr> </tbody> </table>	種 別	使 用 料 の 額						午前 9時 から 正午 まで	午後 1時 から 午後 5時 まで	午後 6時 から 午後 9時 まで	午前 9時 から 午後 5時 まで	午後 1時 から 午後 9時 まで	午前 9時 から 午後 9時 まで	ホール	13,550 円	18,080 円	16,950 円	29,390 円	34,160 円	41,740 円	楽屋1	160 円	220 円	200 円	360 円	420 円	530 円	楽屋2	230 円	310 円	280 円	500 円	580 円	720 円	多目的研 修室	2,310 円	3,080 円	2,890 円	5,010 円	5,830 円	7,130 円	<p>第1条～第4条 〔略〕</p> <p style="text-align: center;">（指定管理者が行う業務）</p> <p>第5条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1) センターの施設及び設備で別表に掲げるもの（以下「施設等」という。）の使用の承認に関する業務</p> <p>(2) 施設等の使用料の徴収に関する業務</p> <p>(3) センターの施設及び設備の維持管理に関する業務</p> <p>(4) センター外施設等（その維持管理をセンターの施設及び設備と一体として行うことが適当であると知事が認めるセンターに近接する施設及び設備をいう。以下同じ。）の維持管理に関する業務</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、センターの管理に関する事務のうち知事のみ権限に属する事務を除く業務</p> <p>第6条～第12条 〔略〕</p> <p style="text-align: center;">（使用の承認）</p> <p>第13条 施設等を使用しようとする者は、指定管理者の承認を受けなければならない。承認に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>2・3 〔略〕</p> <p>第14条 〔略〕</p> <p style="text-align: center;">（使用料の納付）</p> <p>第15条 使用者は、別表に定める使用料を納付しなければならない。</p> <p>2 〔略〕</p> <p>第16条～第23条 〔略〕</p> <p style="text-align: center;">附 則 〔略〕</p> <p>別表（第5条、第15条関係） 1 施設使用料</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種 別</th> <th colspan="6">使 用 料 の 額</th> </tr> <tr> <th>午前 9時 から 正午 まで</th> <th>午後 1時 から 午後 5時 まで</th> <th>午後 6時 から 午後 9時 まで</th> <th>午前 9時 から 午後 5時 まで</th> <th>午後 1時 から 午後 9時 まで</th> <th>午前 9時 から 午後 9時 まで</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ホール</td> <td>10,430 円</td> <td>13,910 円</td> <td>13,040 円</td> <td>22,610 円</td> <td>26,280 円</td> <td>32,110 円</td> </tr> <tr> <td>楽屋1</td> <td>130 円</td> <td>170 円</td> <td>160 円</td> <td>280 円</td> <td>330 円</td> <td>410 円</td> </tr> <tr> <td>楽屋2</td> <td>180 円</td> <td>240 円</td> <td>220 円</td> <td>390 円</td> <td>450 円</td> <td>560 円</td> </tr> <tr> <td>多目的研 修室</td> <td>1,780 円</td> <td>2,370 円</td> <td>2,230 円</td> <td>3,860 円</td> <td>4,490 円</td> <td>5,490 円</td> </tr> </tbody> </table>	種 別	使 用 料 の 額						午前 9時 から 正午 まで	午後 1時 から 午後 5時 まで	午後 6時 から 午後 9時 まで	午前 9時 から 午後 5時 まで	午後 1時 から 午後 9時 まで	午前 9時 から 午後 9時 まで	ホール	10,430 円	13,910 円	13,040 円	22,610 円	26,280 円	32,110 円	楽屋1	130 円	170 円	160 円	280 円	330 円	410 円	楽屋2	180 円	240 円	220 円	390 円	450 円	560 円	多目的研 修室	1,780 円	2,370 円	2,230 円	3,860 円	4,490 円	5,490 円
種 別		使 用 料 の 額																																																																																	
	午前 9時 から 正午 まで	午後 1時 から 午後 5時 まで	午後 6時 から 午後 9時 まで	午前 9時 から 午後 5時 まで	午後 1時 から 午後 9時 まで	午前 9時 から 午後 9時 まで																																																																													
ホール	13,550 円	18,080 円	16,950 円	29,390 円	34,160 円	41,740 円																																																																													
楽屋1	160 円	220 円	200 円	360 円	420 円	530 円																																																																													
楽屋2	230 円	310 円	280 円	500 円	580 円	720 円																																																																													
多目的研 修室	2,310 円	3,080 円	2,890 円	5,010 円	5,830 円	7,130 円																																																																													
種 別	使 用 料 の 額																																																																																		
	午前 9時 から 正午 まで	午後 1時 から 午後 5時 まで	午後 6時 から 午後 9時 まで	午前 9時 から 午後 5時 まで	午後 1時 から 午後 9時 まで	午前 9時 から 午後 9時 まで																																																																													
ホール	10,430 円	13,910 円	13,040 円	22,610 円	26,280 円	32,110 円																																																																													
楽屋1	130 円	170 円	160 円	280 円	330 円	410 円																																																																													
楽屋2	180 円	240 円	220 円	390 円	450 円	560 円																																																																													
多目的研 修室	1,780 円	2,370 円	2,230 円	3,860 円	4,490 円	5,490 円																																																																													

研修室 1	2,700 円	3,610 円	3,390 円	5,870 円	6,830 円	8,350 円
研修室 2 又は研修 室 3	1,710 円	2,280 円	2,140 円	3,730 円	4,320 円	5,300 円
研修室 4	1,760 円	2,350 円	2,210 円	3,830 円	4,450 円	5,460 円
研修室 5	1,910 円	2,560 円	2,390 円	4,160 円	4,830 円	5,910 円
研修室 6	3,560 円	4,750 円	4,450 円	7,730 円	8,980 円	10,980 円
特別会議 室	3,870 円	5,160 円	4,830 円	8,380 円	9,750 円	11,920 円
和室	1,700 円	2,270 円	2,130 円	3,710 円	4,310 円	5,290 円
[削る]						

備考

1～4 [略]

5 和室の2分の1を使用する場合の使用料の額は、この表に定める使用料の額の5割に相当する額（10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とする。

[以下略]

研修室 1	2,080 円	2,780 円	2,610 円	4,520 円	5,260 円	6,430 円
研修室 2 又は研修 室 3	1,320 円	1,760 円	1,650 円	2,870 円	3,330 円	4,080 円
研修室 4	1,360 円	1,810 円	1,700 円	2,950 円	3,430 円	4,200 円
研修室 5	1,470 円	1,970 円	1,840 円	3,200 円	3,720 円	4,550 円
特別会議 室	2,980 円	3,970 円	3,720 円	6,450 円	7,500 円	9,170 円
生活創造 スタジオ	2,740 円	3,660 円	3,430 円	5,950 円	6,910 円	8,450 円
和室 1	730 円	970 円	910 円	1,590 円	1,840 円	2,260 円
和室 2	580 円	780 円	730 円	1,270 円	1,480 円	1,810 円

備考

1～4 [略]

5 冷暖房期間（1月1日から3月31日まで、6月1日から9月30日まで及び11月1日から12月31日までの間をいう。）においては、この表に定める使用料の額（前各号の規定により加算し、又は減額した場合は、その加算後又は減額後の額）の3割相当額（10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を冷暖房料として徴収する。

[以下略]

ふるさと島根寄附金事業

1. 寄附の概要

(1) 経緯

今年 4 月に、ふるさと島根寄附金事業の対象に「新型コロナウイルス感染症対策に関する事業」を追加したことを契機に、この度、寄附金事業の趣旨に賛同し、私募債の仕組みを活用して、山陰合同銀行と発行企業から寄附の申し出があった。

[私募債]

- ・ 私募債とは、公募形式を取らず、募集対象を限定して発行する社債の一種
- ・ 山陰合同銀行の取組
平成 27 年から寄附型私募債の取扱いを開始し、発行企業とともに、社会貢献を目的とした取組に寄附を行っており、今年 10 月から、この寄附対象に、島根県と鳥取県を追加

(発行条件等)

発行日：毎月 25 日

発行条件：発行企業の財務状況に応じて決定

(寄附金)

発行企業と山陰合同銀行が、発行額の 0.2 % の額を、それぞれ 0.1 % 負担し、連名で寄附

(2) 寄附内容

① 寄附金額（12 月 1 日現在）

700 千円

[内訳]

- | | |
|------------------------|--------|
| ・ (有)朝日住宅、山陰合同銀行(株) | 200 千円 |
| ・ カナツ技建工業(株)、山陰合同銀行(株) | 200 千円 |
| ・ (株)宮田薬品、山陰合同銀行(株) | 200 千円 |
| ・ (株)山陰管財、山陰合同銀行(株) | 100 千円 |

② 寄附事業

ふるさと島根寄附金事業のうち、「新型コロナウイルス感染症対策に関する事業」

2. その他

- ・ 予算上は、2 月補正予算で整理する。